

Subject: [sanhai1] 【情報共有】「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の一部改定について



各都道府県・各政令市
産業廃棄物行政主管部（局）御担当者様
（BCCにてお送りしています。）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき、ありがとうございます。
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課です。

廃棄物処理における新型コロナウイルス対策については、「「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」について（通知）」（令和2年9月7日付け環循適発第2009074号・環循規発第2009072号環境省環境再生・資源循環局長通知）により、廃棄物処理業者のみならず、排出者や地方公共団体を始めとする関係主体も対象に含め、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下における排出時の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を踏まえて講じられるよう通知していたところです。

今般、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」について、厚生労働省等の関係機関が整理した新たな知見等に基づいて、令和3年6月に一部改定を行いました。

主な変更点は、以下の通りです。

- ・ p.3～4 に変異株・ワクチンに関する記載を追加
- ・ p.5 に厚生労働省ウェブサイト、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ウェブサイトに掲載しているチラシを一部抜粋して掲載
- ・ p.6～8 の新型コロナウイルス感染症に関する経緯や対応方針等を時点修正
- ・ p.14、16、18、20 に消毒液の記載や種類を追記
- ・ p.14～15 にワクチン接種会場からの廃棄物排出時の取組について追記

つきましては、本ガイドラインの更新について貴管内廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に対して周知するとともに、貴管下の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。また、本ガイドラインは環境省ウェブサイトに掲載していますので、周知の際に御活用ください。以下、本ガイドラインの URL です。

<https://www.env.go.jp/recycle/coronagaidorain.pdf>

よろしく願いいたします。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
担当：寺西、浦本、筒井
電話番号：03-5501-3157